母子・父子家庭、重度心身障がい者
医療福祉費受給者証の更新のお知らせ

●問合先　市役所国保年金課　医療福祉G　内線 107、108

医療福祉費支給制度「マル福」の受給者証は、6月30日(月)で有効期限が切れますので、7月1日(火)以降の受給者証は、6月下旬に送付します。ただし、資格要件に該当しなくなった方、所得制限超過の方、転入や所得未申告で認定できない方には、その旨の通知を送付します。

なお、次の資格要件に該当し、認定されていない方で医療費助成を希望する方は申請が必要です（受給者本人と生計同一者の所得制限あり／生活保護受給者は対象外）。

資格要件

母子父子家庭（18歳未満の子ども・20歳未満の高校在学者・20歳未満の障がい児がいる場合）

健康保険	母子家庭の母・父子家庭の父
各種健康保険（国保、社保、共済、国組等）に加入 ※母（父）と子が元配偶者の保険から脱退している場合	•離婚や死亡により配偶者（事実婚含む）がいない方 •配偶者が精神または身体の障がいにより長期にわたり労働能力を失っている方 •婚姻せずに母となった場合は、子の認知がされていない方 ※認知されていても、相手から1年以上子の養育費等の支払いがない場合は除く

＊現在認定中の方で、婚姻または事実婚の状況にある場合は、対象外となりますのでご連絡ください。継続して利用している場合は、医療費を返納していただくことになります。

重度心身障がい者

健康保険	障がいの程度（いずれかに該当）			
	身体障がい者手帳	療育手帳	障害年金	特別児童扶養手当
【65歳未満の方】 各種健康保険（国保、社保、共済、国組等）に加入 **【65歳以上の方】** 後期高齢者医療に加入	1級または2級 3級の内部障がい	Ⓐ判定 A判定	1級	1級
	身体障がい者手帳3級かつ療育手帳B			

＊現在認定中の方で、等級が変更になった場合は、対象外となりますのでご連絡ください。

○申請に必要なもの　受給者の健康保険証、印鑑、障がい者の方は障がい者手帳等

○申請受付時間　8:30～17:15（土・日曜日、祝日、年末年始休業日を除く）

ご利用ください！ 寝具洗濯乾燥消毒サービス事業

●申込・問合先　市役所介護福祉課　高齢福祉G　内線175　☎45・1744（直通）

市では、寝具類の衛生管理が困難な高齢者の皆さんが快適な生活を送れるように、寝具の洗濯・乾燥・消毒サービスを行っています。

▼対象　次のいずれかに該当する方（本人に市町村民税が課税されている方は除く）

•老衰、認知症、傷病等の理由により寝たきりの状態にある65歳以上の方

•寝具の衛生管理が困難な65歳以上の一人暮らしの方、または65歳以上の方のみの世帯

•寝たきりの状態にある重度身体障がい者

▼実施時期　8月予定

▼サービス内容　申し込み後、洗濯業者からの連絡で、寝具類の預かり日程を決めます。指定日に洗濯業者が自宅を訪問し、寝具類を預かります。工場で寝具類を丸洗い・乾燥・消毒し、約2週間後に自宅へ届けます

▼申込締切日　7月18日(金)

▼利用料金（左表）

（単位：円）

	品名	費用	自己負担額(1割)
①	敷布団	2,160	216
	介護用ベッドマット	3,780	378
	ベッドパット	540	54
②	掛布団（綿）	2,160	216
	掛布団（羽毛）	2,160	216
③	毛布	864	86

＊①～③ごとに各1枚利用可

＊自己負担額はサービス終了後、市役所が送付する納付書により、金融機関等で支払う

◎市役所に出向くことが困難な方は、代行申請をご利用ください。

•**守谷中学校区**　在宅介護支援センターもりや　☎48・2099

•**御所ケ丘中学校区**　在宅介護支援センターわたぼうし　☎46・2002

•**愛宕中学校区**　在宅介護支援センターやまゆり　☎48・4660

•**けやき台中学校区**　在宅介護支援センターみのり　☎45・3580